

「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められます!

価格の値ごろ感をだすために、2つの価格表示の特例を利用できます

●総額表示義務とは?

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者には、値札やチラシ等においてあらかじめその価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示する義務があります。これを「総額表示義務」といいます。なお、免税事業者や事業者間の取引には総額表示義務はありません。

〈総額表示の例〉

10,800円(税込)
10,800円(税抜価格 10,000円)
10,800円(うち消費税額等 800円)

特例

〈外税表示の例〉

10,000円(税抜)
10,000円+税
10,000円+800円(税)

●特例その①「外税表示」が認められます!

～消費税率引き上げ後も本体価格が変わらないので、値札の変更等の事務負担を軽減したり、値ごろ感を維持することができます～

転嫁対策特別措置法では、円滑かつ適正な転嫁や事業者の値札の変更等に係る事務負担軽減のために、総額表示義務の弾力的な運用を行います。具体的には、税込み価格を表示しなくてよい、つまり、「外税表示」が暫時に認められます。

ただし、特例として認められるには、消費者に対して、「現に表示する価格が税込み価格であると誤認されないための措置を講じている」という要件を満たす必要があります。

まずは消費者に誤解や勘違いをされないための対策が必要です!

〈誤認されないための措置の例〉

★個々の商品の値札の表示価格で、税抜き価格であることを明確にする

○○○円(税抜)
○○○円+税
○○○円+△円(税)

★店内の目に付き易い場所や各商品棚などに次のような掲示をする

**当店の価格は全て税抜き表示となっています。
レジ精算時に別途消費税相当額を申し受けます。**

→詳しくは、政府が公表するガイドライン等を確認しましょう

これまでの総額表示を
えて外税表示にする場合、
現場の作業が混乱したり、
顧客のクレームを招く
可能性があります。

丁寧に消費者へ説明するなど、
消費者に誤解を招くことのないように
事前に十分な対策をとりましょう!

●特例その②「税抜き価格の強調表示」が認められます!

～値ごろ感のある本体価格を強調することができます～

転嫁対策特別措置法では、総額表示を続ける場合にも転嫁対策の手当をしています。

まず、税込み価格に併せて、「税抜き価格」または「消費税の額」を表示することも可能であることを明確にしています。

次に、「税込み価格が明瞭に表示されているとき」は、税抜き価格を強調して表示しても、不当表示にはあたらないことが明確化されています。

2つの特例として、実際にどのような表示が認められるのか、その詳細は、今後、政府より公表されるガイドライン等で確認しましょう。

〈税抜き価格の強調表示の例〉

10,000円
(税込 10,800円)

本体価格

税込み価格を
明瞭に表示する

●「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められるのはいつからいつまで?

～早めの準備と終わりを意識しましょう～



「外税表示」「税抜き価格の強調表示」は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められますので、消費税率引き上げ日(平成26年4月1日)より前から、余裕をもって早めに準備に取りかかりましょう。

また、いずれの特例措置も適用期限は平成29年3月31日までとなります。

4

中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)や、表示方法を統一すること(表示カルテル)が認められます!

業界団体や組合等で転嫁方法や表示方法を統一的に決定できます

●「転嫁カルテル」「表示カルテル」とは?

～独占禁止法の例外として、転嫁カルテル・表示カルテルが認められます!～

転嫁対策特別措置法では、事業者または事業者団体が、公正取引委員会に届出すると、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、商品または役務の供給について、転嫁カルテルおよび表示カルテルをすることが認められます。

実際にカルテルとして認められる要件や具体例、公正取引委員会への届出方法等については、今後、政府から公表されるガイドライン等で確認しましょう。



〈独占禁止法の原則〉

カルテル禁止!

「カルテル」とは、事業者等が商品の価格等を共同で取り決め、競争を制限する行為のこと

例外

〈転嫁対策特別措置法の例外〉

転嫁カルテルOK 表示カルテルOK

★転嫁カルテルとは、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為のこと

★表示カルテルとは、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のこと

〈転嫁カルテルの具体例〉

- 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- 消費税額分上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

本体価格に関する取り決めは今回認められる転嫁カルテルにはあたりませんので、注意しましょう

〈表示カルテルの具体例〉

- 税率引き上げ後の価格について統一的な表示方法を用いること
 - ・「消費税込み価格」と「消費税額」を並べて表示
 - ・「消費税込み価格」と「消費税抜き価格」を並べて表示

転嫁カルテルは、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です

表示カルテルは、全ての事業者や事業者団体が対象です

5

国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備は国等が責任をもって行うことになります!

転嫁対策のために、国等の3つの責務が転嫁対策特別措置法に明記されました

〈国等の3つの責務〉

①

国民に対する広報の徹底

国は、事業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、国民に対し、次の3点について徹底した広報を行う

- 今般の消費税率引き上げの趣旨
- 転嫁を通じて消費者に負担を求めるという消費税の性格
- 政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組



②

通報した者の保護等に関する万全の措置

国は、転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止および是正を徹底するため、次の点について万全の措置を講ずる

- 違反行為に関する情報の収集
- 情報の通報者の保護等

③

調査、監視を行うための万全な態勢の整備

国および都道府県は、転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止および是正を徹底するため、次の点を行いうための万全の態勢を整備する

- 国民に対する広報
- 違反行為に関する情報の収集
- 事業者に対する指導または助言等



消費税率等に関する 経過措置に注意しましょう!

契約時期・内容等によっては、消費税率引き上げ後も旧税率が適用される取引があります

●消費税率等に関する経過措置とは？

今回、消費税率が従来の5%から、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%に引き上げられる予定です。この新税率が適用されるのは、消費税率引き上げ日(施行日)以後に資産の譲渡等を行った場合です。施行日より前に契約を締結しても資産の譲渡等が施行日以後であれば新税率が適用されます。

しかし、契約の時期や内容等によっては、消費税率引き上げ後でも、旧税率が適用される「経過措置」が定められています。

例えば、工事等の請負契約の場合、経過措置の「指定日」(平成25年10月1日)より前に契約を締結していれば、施行日以後に完成引渡しを行っても、旧税率が適用されます。

契約の種類ごとに適用される経過措置が異なりますので、詳しくは、国税庁ホームページや最寄りの税務署、税理士にご確認ください。

〈主な経過措置一覧〉

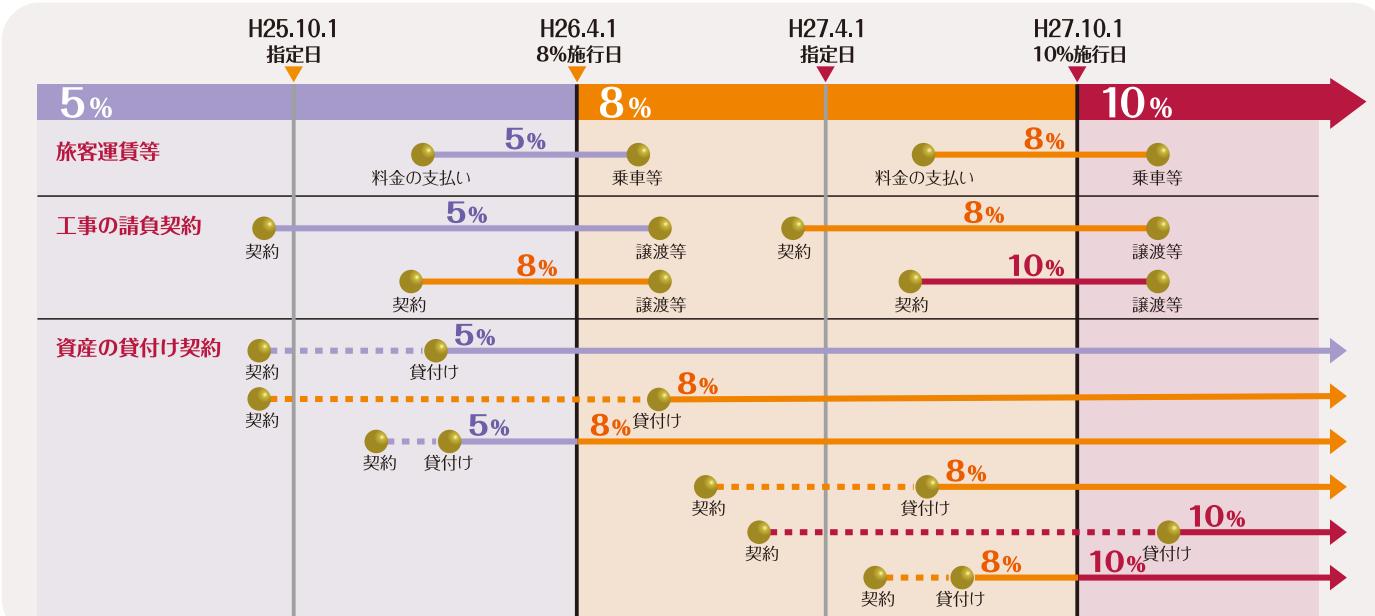
経過措置	主な要件
旅客運賃等	施行日前に旅客運賃等を支払っていれば、施行日以後に乗車等をしても旧税率が適用になります
電気、ガス等の供給等	<計算期間が1か月の場合> (1)施行日前から継続して供給等をしているもので、(2)施行日の属する月の月末(平成26年4月30日、平成27年10月31日)までに料金が確定するものは、その計算期間は旧税率が適用になります <計算期間が2か月の場合> (1)施行日前から継続して供給等をしているもので、(2)上記月末までに料金が確定しないものは、その計算期間については、一定の算式により案分して計算した金額に、それぞれ旧税率と新税率が適用になります
工事等の請負契約	指定日の前日までに契約を締結した場合、施行日以後に目的物を完成し引き渡しても旧税率が適用になります
資産の貸付け契約 (事業用の賃貸借契約など)	(1)指定日の前日までに契約を締結し、(2)施行日前から施行日以後引き続き資産の貸付けを行っており、(3)契約内容が①および②、または、①および③の要件を満たす場合には、施行日以後も旧税率が適用になります ①貸付けの期間および期間中の対価の額が定められていること ②事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと ③契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他一定の要件に該当していること
通信販売による商品の販売	(1)指定日の前日までに販売条件を提示し、または、提示する準備を完了し、(2)施行日の前日までに申込みを受け、(3)提示した条件に従って施行日以後に商品を販売した場合、旧税率が適用になります

〈消費税率引き上げのスケジュール〉

税率	施行日	指定日 (施行日の半年前)
8%	平成26年4月1日	平成25年10月1日
10%	平成27年10月1日	平成27年4月1日

施行日と指定日の
対応関係を押さえましょう!
8%と10%のそれぞれに
指定日があります。

〈経過措置の適用イメージ〉



CHECK

転嫁対策特別措置法 理解度チェックシート



転嫁対策特別措置法の概要は理解できましたか?
チェックシートで理解度を確認してみましょう!

◆消費税の転嫁対策について

(1) 消費税率引き上げのスケジュールは分かりましたか?

1年半の短期間に2回引き上げになります。(⇒P.2、3へ!)

(2) 消費税の価格転嫁の仕組みは理解できましたか?

転嫁できなかった分は、事業者の負担となり、経営に大きな影響を及ぼします。
(⇒P.2へ!)

(3) 転嫁対策特別措置法でどのような対策が講じられているか理解できましたか?

円滑な価格転嫁の実現を支援する5つの対策が講じられています。(⇒P.3へ!)

◆消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買いたたき等)の禁止について

(1) 自社や取引先は転嫁拒否等の取締りの対象となる「特定事業者」に該当しますか?

中小企業でも転嫁拒否等の行為を行えば、「特定事業者」として取締りを受ける可能性があります。(⇒P.4へ!)

(2) 「特定事業者」による転嫁拒否等の行為は、どんな取締りを受けますか?

公正取引委員会では、特定事業者に対して勧告・公表等を行います。
勧告とともに、企業名等が公表されますので、企業イメージや信用の失墜を招く恐れがあります。(⇒P.6へ!)

(3) 「特定事業者」から転嫁拒否等の行為を受けた場合はどうすればよいですか?

様々な相談窓口が設置されていますので、早めに相談しましょう。(⇒P.7へ!)

◆消費税に関するような形での安売りの宣伝、広告の禁止について

(1) 「消費税還元セール」はどのような企業が取締りの対象になりますか?

全ての事業者が取締りの対象になります。(⇒P.8へ!)

(2) どのような宣伝、広告が禁止されるか理解できましたか?

「消費税」という言葉を使った表現での宣伝広告などが禁止されます。
(⇒P.8、9へ!)

◆総額表示義務の特例としての「外税表示」や「税抜き価格の強調表示」について

(1) 「外税表示」や「税抜き価格の強調表示」の概要を理解できましたか?

値ごろ感のある本体価格を維持・強調する価格表示方法を検討しましょう。
(⇒P.10、11へ!)

(2) 価格表示方法の変更は、いつ頃から認められますか?

価格表示方法の変更は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められますので、消費税率引き上げ日(平成26年4月1日)より前から、余裕をもって早めに準備に取りかかりましょう。(⇒P.11へ!)

◆中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)、表示方法を統一すること(表示カルテル)について

(1) 転嫁カルテルや表示カルテルの概要を理解できましたか?

業界団体や組合などで、転嫁方法や表示方法について、統一的な対策を講じられます。(⇒P.12へ!)

◆消費税率等に関する経過措置について

(1) 税率引き上げ後でも旧税率が適用される経過措置の概要を理解できましたか?

経過措置が適用されるかどうかは、契約の時期や内容等によって異なります。
最寄りの税務署や税理士等に確認しましょう。(⇒P.14、15へ!)

MEMO

消費税の転嫁対策特別措置法、5つのポイント
～円滑・適正な価格転嫁のサポートと、事業者の注意する点をチェックしましょう～

発行日：2013年6月
発 行：東京商工会議所 産業政策第一部
〒100-0005 千代田区丸の内3-2-2
<http://www.tokyo-cci.or.jp>

発行人：橋本昌道